

漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）

1 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針

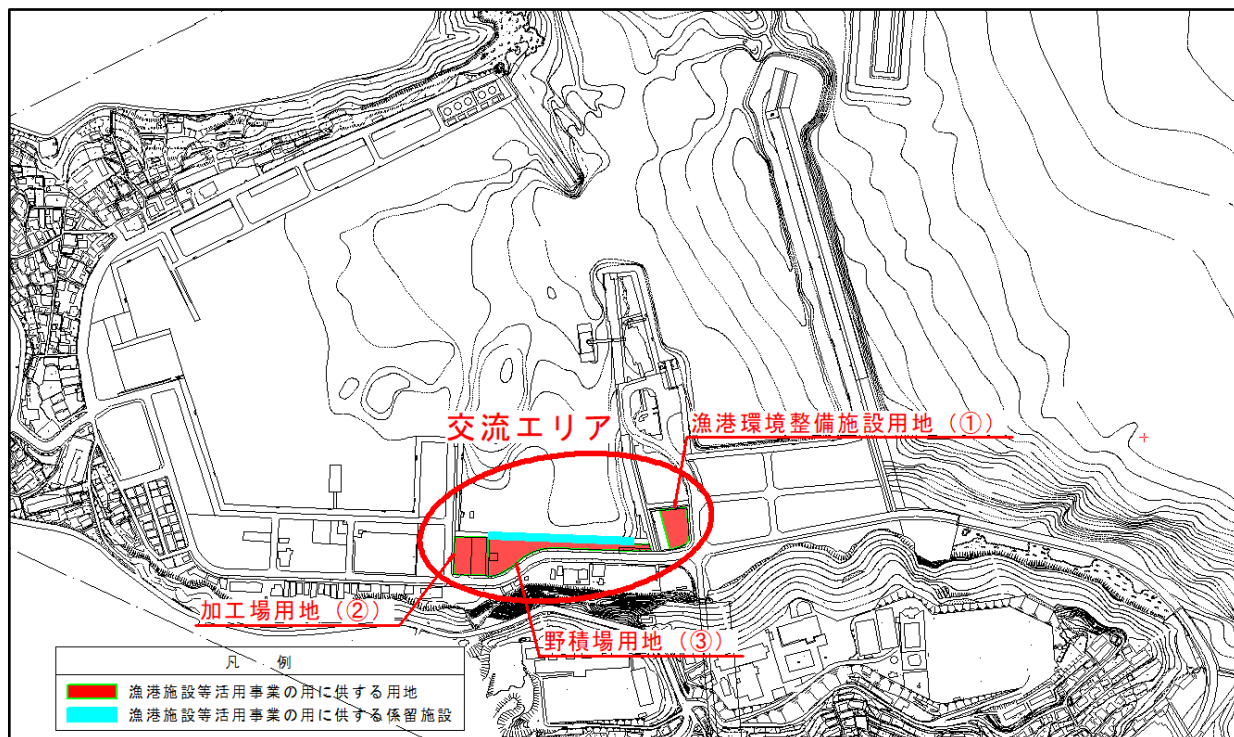
漁港管理者名	長崎県	漁 港 名	奈良尾漁港	漁港種別	第3種
都道府県名	長崎県	市町村名	南松浦郡新上五島町		
漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針			奈良尾漁港は、まき網漁業等の地域水産業の中核的な根拠地となっている一方、離島ならではの豊かな自然等を生かして、近年寄港需要が増加しているプレジャーボートの受け入れ拡大に向けた取組みに力を入れており、令和6年3月に海の駅に認定されたことで今後もプレジャーボートの寄港が増加し、来訪者の増加が見込まれる。 このことは、当該漁港において、漁業上の利用に配慮しつつ、交流人口の更なる拡大を図り、もって地場の水産業を多くの方に知ってもらい、また、地場の水産物の消費拡大につなげていく好機となっている。 このため、当該漁港において、岸壁等の漁港施設について機能を維持しつつこれらを活用して、島外からのプレジャーボートの受入れを進めて行く。併せて、プレジャーボートの来訪者を滞在させて、当該漁港に属する漁業者が獲った水産物を買って食べて楽しめる場所を提供する事業を実施する。 なお、事業の実施に活用される漁港施設（行政財産）の一部（項目3の平面図 漁港環境整備施設用地（①）、加工場用地（②）、野積場用地（③））については、認定計画実施者に当該目的に沿った用途で貸付けることとするが、貸付期間の終了後は円滑に原状回復を行うこととする。		

2 漁港施設等活用事業として求められる事業内容に関する事項及びその実施期間

実 施 期 間	令和8年～令和37年（30年間）
求められる事業内容	プレジャーボート受入事業（交流促進事業＋附帯事業） 漁港管理者である長崎県は、交流エリアの岸壁において、島外からのプレジャーボートの受入れを行う。 また、この附帯事業として、認定計画実施者は、プレジャーボート利用者等の来訪者に対して、当該漁港に属する漁業者が獲った水産物を調理、加工し現地で提供を行う施設の設置及び運営を行うものとする。（このため、行政財産である漁港環境整備施設用地（①）、加工場用地（②）、野積場用地（③）を認定計画実施者に貸し付けることとする。）

3 漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地

平 面 図

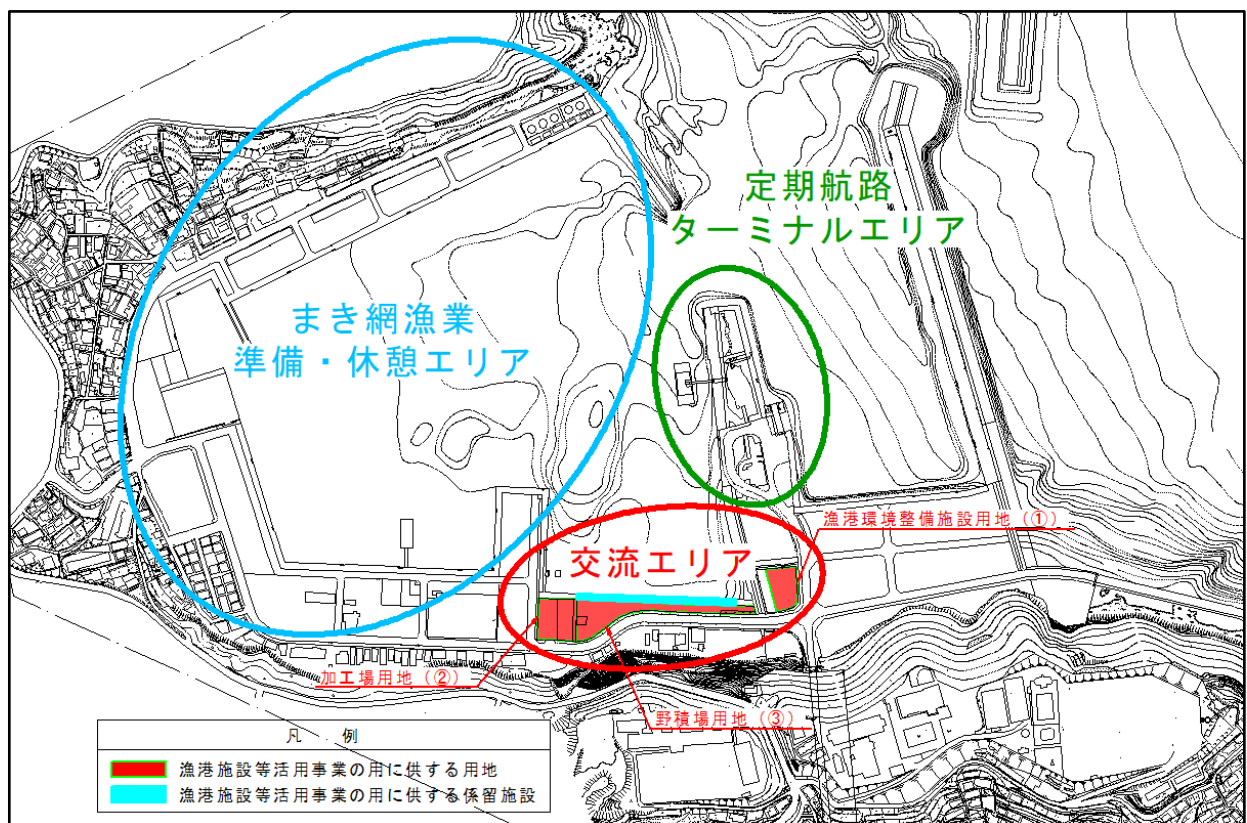


4 漁港施設の円滑な利用の確保、漁港の区域内の水域に設定されている漁業権の内容たる漁業に係る漁港の利用との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項

① 漁港全体の適正な利用の考え方

奈良尾漁港は、大中型まき網船の準備・休けいの基地としての役割を担っており、県内でも有数の属人陸揚量を誇っている。また、長崎・下五島との定期航路（フェリー、ジェットフォイル）を有しており、新上五島町南部の人流・物流の拠点として、島民生活を維持していくうえで重要な役割を担っている。加えて、令和6年3月に登録された海の駅を中心として、今後プレジャーボートの寄港地といった交流拠点としての役割が期待されている。

こうした複数の機能が輻輳することで互いの機能の支障とならないよう、予め、まき網漁業の準備・休憩エリア、定期航路のターミナルエリア、及び本計画で活用を図る交流エリアは、以下の通り、それぞれの利用が輻輳しないよう棲み分けが図られたものとしている。



② 漁港施設の円滑な利用の確保に関する事項	
-----------------------	--

漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設用地について、野積場用地としての機能を近接する他の野積場用地に集約することにより、当該用地における漁業上の利用との重複を避けることとする。なお、加工場用地及び漁港環境整備施設用地については、現状、漁業上の利用がなされていないため、漁港施設等活用事業と漁業上の利用との重複は無い。

また、加工場用地及び野積場用地の前面にある岸壁では、漁船（休けい）やプレジャーボートが利用しているが、利用者の往来に必要なスペース及び動線は十分に確保されており支障は無い。

加えて、認定計画実施者は事業の実施に必要な施設の設置の際、来訪者を受入れる駐車スペースを十分確保することにより、意図せず来訪者が漁業利用区域に駐車する等して当区域の機能を損なわないよう配慮すること。

以上のとおり、漁業上の利用と重複が無いよう、漁港施設等活用事業に供する区域を適切にゾーニングすることとする。

③ 漁業権の内容たる漁業との利用の調和に関する事項	
---------------------------	--

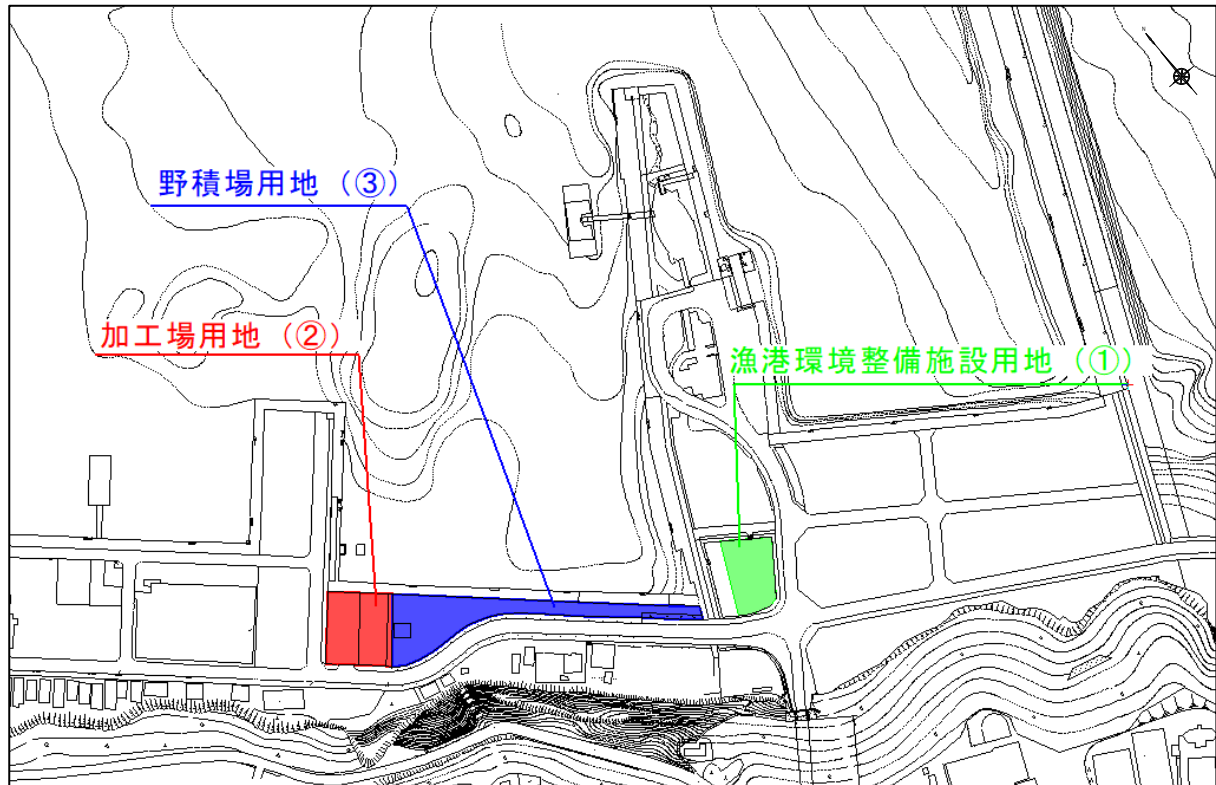
－

5 漁港の利用者の安全の確保、環境との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき事項

① 漁港の利用者の安全の確保に関する事項	漁港施設等活用事業の実施により、観光客等の地理に不案内な者が多く利用することが想定されるため、認定計画実施者は、地域の自主防災組織等とあらかじめ来訪者に対する自然災害発生時の避難誘導について調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を確立しなければならない。 なお、注意喚起等により来訪者が水面へ転落しないよう努めなければならない。
② 環境との調和に関する事項	認定計画実施者は、設置する工作物について、周囲の景観との調和が著しく困難な色調・デザインを避けるよう努めなければならない。 また、漁港施設等活用事業の実施に際して、周辺住民の生活に支障を及ぼす程の騒音を発生させないよう努めなければならない。
③ 漁港の保全上特に配慮すべき事項	認定計画実施者は、工作物を新築、改築、増築若しくは除去しようとする場合、事前に漁港管理者と協議しなければならない。 また、排水については下水道と接続し、事業ゴミについては適正な処理に努めなければならない。
④ その他	漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の作成・申請方法や募集期間等については、漁港管理者が別途作成する募集要項にて示すものとする。 公益上の理由により、活用推進計画を変更する必要性が生じた場合、認定計画実施者は漁港管理者の求めに応じて、認定計画の変更について真摯に協議に応じなければならない。

6 漁港施設の貸付け又は水域若しくは公共空地における水面若しくは土地の占用に関する事項

平 面 図



(貸付けをしようとする漁港施設の詳細と貸付期間)

施設名	漁港施設の種類	施設所有者	数 量	貸付期間
施設①	漁港環境整備施設用地	新上五島町	1,040 m ²	30 年以内
施設②	加工場用地	長崎県	1,373 m ²	30 年以内
施設③	野積場用地	長崎県	2,364 m ²	30 年以内

7 漁港水面施設運営権の設定に関する事項

① 認定計画実施者への漁港水面施設運営権の設定	
－	
② 漁港水面施設運営権を設定しようとする水域	
－	
③ 平面図	
－	

8 漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地を用いないこととなった場合における当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置に関する事項

認定計画実施者は、認定計画に示す漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合、その他の事由により漁港施設を用いないこととなった場合、当該漁港施設所有者と協議のうえ、認定計画実施者自らの責任と負担において、貸付けを受ける漁港施設について、認定計画に基づいて設置した施設を撤去するなどして、速やかに原状に回復しなければならない。なお認定計画の実施期間満了前に、認定計画実施者が経営を譲渡する等した場合は、譲渡された者が原状回復措置を履行すること。

万が一、認定計画実施者が原状回復措置を履行できない状況となった場合においてもその実効性を確保するため、漁港管理者の選択により、漁港施設を占有する工作物の無償譲渡を可能とする等、漁港施設の貸付契約にて必要な措置を定めることとする。

また、認定計画の実施期間満了後において、活用推進計画に定めた実施期間の範囲内で継続して事業を実施する場合は、新たに実施計画の認定手続きが必要となるが、原状回復措置の履行については、漁港管理者との協議に応じて適切な措置を講ずることができるものとする。